

## かがわ男女共同参画推進員設置要綱

### (目的)

- 1 この要綱は、香川県男女共同参画推進条例（平成 14 年香川県条例第 3 号。以下「条例」という。）がめざす男女共同参画社会の形成と豊かで活力のある地域社会の実現に寄与するため、かがわ男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を設置し、その実施について必要な事項を定めるものとする。

### (役割)

- 2 推進員の役割は、次のとおりとする。
  - (1) 条例第 8 条に基づく男女共同参画計画の推進に関する普及啓発を図る。
  - (2) 男女が共に協力して実施する地域活動を推進し、社会活動への男女共同参画意識を高揚する。
  - (3) 男女共同参画に関する行政施策の推進等に協力する。
  - (4) 男女共同参画に関わる各種の相談等に対して専門機関等を紹介する。

### (各種団体等と連携)

- 3 推進員は、地域の各種団体等と密接な連携をとり、活動するものとする。

### (配置)

- 4 推進員は、県内全市町に配置する。

### (委嘱)

- 5 推進員は、男女共同参画の理念等を理解し、その推進のために活発に活動する意欲があり、広く地域の実情に通じている者の中から、市町長の推薦により知事が委嘱する。

### (任期)

- 6 委嘱期間は 2 年とする。ただし、同期間は、前条の委嘱する日の属する年度の翌年度末をもって終了するものとする。ただし、再任は妨げないものとする。  
欠員が生じたときは、補充できるものとする。ただし、補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (研修)

- 7 県は、推進員の資質向上や相互の連携を深めるための研修会を実施する。

### (報告等)

- 8 推進員は、活動状況の報告及び施策への意見を毎年知事に提出する。

### (その他)

- 9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成 14 年 5 月 16 日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 23 日から施行する。